

## 報告第1号

専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

### 記

（処分事項）

三田市市税条例等の一部を改正する条例の制定

平成26年6月2日提出

三田市長 竹内英昭

（提案理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市市税条例等の一部を改正する必要があるが生じたが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分したので、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第1号

三田市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

三田市長 竹内英昭

（専決処分すべき事項）

三田市市税条例等の一部を改正する条例の制定（別紙のとおり。）

（理由）

地方税法の一部改正に伴い、三田市市税条例等の一部を改正する必要があるが、施行期日が急迫し、急を要するため専決処分する。

## 三田市条例第 18 号

### 三田市市税条例等の一部を改正する条例

(三田市市税条例の一部改正)

第 1 条 三田市市税条例（昭和 32 年三田町条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

付則第 6 条を次のように改める。

#### 第 6 条 削除

付則第 6 条の 2 及び第 6 条の 3 を削る。

付則第 8 条第 1 項中「平成 27 年度」を「平成 30 年度」に改める。

付則第 10 条の 2 の見出し中「附則第 15 条第 2 項第 6 号」を「附則第 15 条第 2 項第 1 号」に改め、同条第 3 項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 34 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 2 項中「附則第 15 条第 9 項」を「附則第 15 条第 8 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 1 項を同条第 4 項とし、同項の前に次の 3 項を加える。

法附則第 15 条第 2 項第 1 号に規定する市の条例で定める割合は 3 分の 1 とする。

2 法附則第 15 条第 2 項第 2 号に規定する市の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

3 法附則第 15 条第 2 項第 3 号に規定する市の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

付則第 10 条の 2 に次の 2 項を加える。

7 法附則第 15 条第 37 項に規定する市の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

8 法附則第 15 条第 38 項に規定する市の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。

付則第 10 条の 3 に次の 1 項を加える。

10 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規

定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 24 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第 7 条第 11 項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

付則第 17 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「平成 26 年度」を「平成 29 年度」に改める。

付則第 21 条第 1 項を次のように改める。

第 56 条の規定は、法第 348 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 又は第 12 号の固定資産について法附則第 41 条第 3 項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第 56 条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第 41 条第 3 項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

付則第 21 条第 2 項を削る。

付則第 21 条の 2 各号列記以外の部分中「附則第 41 条第 15 項各号」を「附則第 41 条第 9 項各号」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「附則第 41 条第 15 項」を「附則第 41 条第 9 項」に改める。

(三田市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 三田市市税条例の一部を改正する条例（平成 26 年三田市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

付則第 20 条の 5 を削る改正規定の次に次のように加える。

付則第 21 条の 2 各号列記以外の部分中「附則第 41 条第 9 項各号」を「附則第 41 条第 8 項各号」に改め、同条第 1 号及び第 2 号中「附則第 41 条第 9 項」を「附則第 41 条第 8 項」に改める。

付則第 1 条第 2 号中「改正規定」の次に「(付則第 20 条の 4 第 5 項第 3 号の

改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。）」を加える。

付則第2条第1項中「旧租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第8条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」に改め、同条第2項中「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加える。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の三田市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例付則第10条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例付則第10条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 4 新条例付則第10条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例付則第10条の2第7項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後

の年度分の固定資産税について適用する。

- 6 新条例付則第10条の2第8項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例付則第10条の3第10項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。